

もんじよかん
文書館・三井文庫の位置と課題

大谷明史

はじめに

一 わが国の公開文書館と三井文庫

(一) 旧三井文庫の非公開方針

(二) 文部省史料館時代の部分的公開

(三) わが国の史料保存運動と公開制・三井文庫の発足

二 会社史編纂への協力事例

(一) 旧三井文庫と会社史

(二) 史料館内三井文庫と会社史

(三) 現三井文庫と会社史

三 現三井文庫の位置と課題

(一) 同時代記録保存の課題

(二) 各社記録受入れの足跡

(三) 現代文書館としての姿勢

結び

はじめに

『三井文庫論叢』が三〇号を迎えるに当たり、(一)わが国の文書館の歴史の中での三井文庫の位置について、また(二)会社史編纂と三井文庫との関わり合いの事例を通して史料保存上の課題についての寄稿の求めを受けた。筆者はこの求めに応えるに足る知識を有する者ではないが、企業史料の保存・活用問題に関わりをもつ一人として、自らの知見には偏りを免れないことを承知しつつも、この機会に小見を記すこととした。

文書館⁽¹⁾としての三井文庫が何よりもその所蔵する史料の含む情報量によって多くの研究者の関心を惹いていることは事実であり、それらの史料の大部分は、三井家やその事業部署が一七世紀以来逐次規程を整備し保存に意を配ってきたことよって現存するわけである。しかし、本稿ではその伝来事情については棚上げし、史料の存在は所与の条件と見做して、これらの史料を受け入れ、整理し、利用に供するという文書館機能のあり方に限定して述べることにする。

文書館としての三井文庫が、その所蔵する史料内容の潤沢さと並んで研究者から評価されてきた点は、それらの史料を広く公開していることにある⁽²⁾。それも文書館とは無関係の第三者の記録ではなく、企業グループ単位で見れば自らの系譜の記録を公開しているものであること、そして研究者や司書による専門的対応態勢を整えていることにあると言えよう。

三井文庫が史料の公開を正式に開始したのは、財団法人として設立された昭和四〇年のことであった。このときわが

国に公開の文書館は何館あったであろうか。その数が、（施設の性格の判断によって数え方も変わるが）実は漸く五指に充つる程度であったという處に、わが国の文書館史のある特色を窺うことができる。即ち今日わが国に存立する公開の文書館の殆どが、現・三井文庫開館以後の最近三十年間の設立に関わるのである。

三井文庫に先行する公開文書館は何れも国公立であり、そのことは以後わが国に続々と設立された文書館についてもほゞあてはまる。一方財団法人三井文庫は三井家の寄付とグループ企業の出捐とによって設立され、今も賛助会社の支援によって運営されている。即ち三井文庫は、わが国の文書館界では異色の存在なのである。

しかし、周知の通り三井文庫には、現在の姿になる以前に、明治期の三井家編纂室以来の歴史がある。そこで、わが国の文書館運動の流れを眺めながら、その中で三井文庫の足跡を、先ず「公開制」という角度から簡単に振り返ってみたい。

一 わが国の公開文書館と三井文庫

(一) 旧三井文庫の非公開方針

明治初期から昭和戦前期にかけて、わが国では西欧の文書館制度について政府部内での調査や研究者による啓蒙的紹介は断続的になされたものの、文書館そのものの設立は実現しなかつたとされる⁴。但し、固より記録史料の収集や利用は明治期以前から行なわれてきたのであり、さまざまな組織の沿革史や伝記等の編纂事業に際しては、屢々丹念な収集とその利用が行なわれ、また史料自体を編纂刊行する事業も行なわれていたこと、皆知られる通りである。

三井家が明治三六年、東京・駿河町（現・日本橋室町）の三井本館内に三井家同族会の一部署として「三井家々史及事業史編纂方」（通称「三井家編纂室」）を設置したのも、従来断続的に行われてきた家史編纂事業を継続して実施するためであった。⁽⁵⁾（尤も三井家資料の収集・整理に着手したのは明治二四年に遡るとされる）顧問に三上参次、横井時冬両教授を迎えた同編纂室では、同族会事務局、同京都出張所から彪大な文書を引き継ぎまた三井各家からも提供を受け、先ず史料の翻刻配列による編年史の編纂に入った。三井十一家歴代主人七九名のそれぞれにつき、収集した文書中に関係記録を限なく渉獵して翻字し、年月順に収録した『第一稿本三井家史料』全八四冊は、明治四二年に完成した。このような活動は、いわば当時の文科大学史料編纂掛（現・東京大学史料編纂所）の事業の商家版と言ふべき趣があるが、それらはすべて三井家内部の事業として行なわれたものであり、成果が外部に公表されることはなかった。

当時、近世以来の商家で家史編纂のため史料の集中保存を行っていたのは三井家だけではなかった。住友家の場合を見ると、明治二〇年に家史編纂室が本邸内に設置され、各事業部門にも関係資料の提出を呼び掛けて、明治末年頃までやはり編年体の家史編纂を行なっている。大正七年には編纂室を住友総本店（本社）内に移し、史料収集と修史事業を恒常的に行なうこととしたとされる。この編纂室が第二次大戦後に住友修史室となり、現在の住友史料館に連なることとなる。⁽⁶⁾

また明治維新後に創始した企業グループの記録保存例として三菱の場合を見ると、明治四二年に三菱合資会社では編纂係を設置して文書整理と『三菱社誌』の編纂とに着手している。その後組織の改定に伴い担当部署の名称は変更されるが、大正八年には「諸文書中より社業沿革に関する重要文書を収集し、記録史料として永久保存に供し、他はことごとく廃棄書類とする」ことが通知されている。⁽⁷⁾即ち非現用文書を記録史料として保存する方針を言明していることが注

目を惹く。平成八年東京・湯島に開館した三菱史料館は三菱経済研究所の付属機関として設置された新しい組織であるが、『三菱社誌』の原本を初め関係企業の記録史料を保管して先人の理念を現代に伝えている。

当時の住友家史編纂室にせよ、三菱合資会社の編纂担当部署にせよ、何れも社内業務組織であり、収集した記録はあくまで内部資料としか意識されていなかったであろう。

住友編纂室が総本店内に移設された大正七年に、三井家では荏原郡戸越（現・品川区豊町）の別邸敷地内に書庫・事務棟を新築して編纂室を駿河町から移転し、これに「三井文庫」と命名した。三井文庫の称号は、資料と人と建物と機能の総称でもあったが、これら個別要素の一つを指して用いられることもあった。その書庫には文書ばかりでなく、貴重図書のコレクションも多数収納されていた。（この戸越時代の文庫を以下、文脈に応じ、旧三井文庫と記すことにする）

旧三井文庫は、組織の上では編纂室時代と変わらず三井家同族会に属しており、のち昭和に入って制度的には三井合名（のち三井総元方を経て三井本社に変更）所属に移されるが、実態上は引き続き同族会事務局の管理下にあった。そして研究員が分担して家史と事業史（大元方史・呉服事業史・両替事業史）の編纂活動を行ない、また編纂上の必要にも迫られて資料整理を続行した。それらの修史事業は結局完成を見なかったとはいえ、その草稿は夥しいとされる。⁸⁾しかし、事業の性格上、ここでは史料についても研究成果についても、非公開の原則が厳重に守られた。

昭和一四年に旧三井文庫に入所した中井信彦氏は、後年現・三井文庫内での回想談の中で、当時所内に伝えられていた次のような挿話を語っている。⁹⁾

(イ) 明治四〇年三井家編纂室に入所以来三二年間にわたって近世金融史を研究した遠藤佐々喜氏は、自身の名で外部に執筆する場合には文庫内の史料を一度も引用しなかった。

(ロ) 幸田成友氏がある時、三井文庫に相庭表が保存されていると聞き、閲覧したいと思って問い合わせた處、岡百世主任から「そういうものがあると誰から聞いたのか」と反問され、その勢いに驚いてその儘になった。

(ハ) 中井氏の採用面接の際、文庫顧問であった三上參次氏から「文庫の中で見た史料のことは一切外に言うな。勿論書いてはいけない」と指示された。

中井氏はまた、『三井事業史・本篇第一巻』（昭和五五年刊）の「はしがき」の中で、「非公開の原則が厳しく励行された戦前に、殆どその生涯を三井関係の資料の蒐集整理と修史とにささげたそれら先輩の遺業が、現在の当文庫、そしてこの『三井事業史』の前提をなすものである」と記している。

中井氏のこの言には、研究者・史料管理者としての先人諸氏が自らに課した「抑制」への惻隱の情が窺われる。非公開方針は、史料提供者であり史料管理組織の運営者でもある三井家の内部事業という位置付けによるものであるが、日々史料に接してその学術的価値を知る所員の心情にはややこれと異なるものがあつたことは十分想像される。¹⁰ 中井氏は、前記の回想談の中で、ある研究員が自身の外部執筆論文中に文庫所蔵史料について触れたために紛議を生じたとの挿話をも語っているのである。

史料の秘匿方針と研究者の発表意欲との相剋という事態は、別に旧三井文庫に限ったことではなかった。昭和一〇年代の憲政史編纂会に於ける史料収集活動を回想する大久保利謙氏の言にも、「そもそも、当時は史料公開がされてなく

て、個人の研究だったりしたら、史料などいっさい見せないのがあたりまえです」とあり、同編纂会に参加して非公開史料を閲覧した研究者が個人の研究論文にそれらの史料を利用して問題になったことが語られている。⁽¹⁾

尤も、旧三井文庫の史料内容も、(イ)限定的な展示会開催や(ロ)出版物編纂への資料提供という形で部分的に紹介されることはあった。

史料がその儘繚刻紹介された代表例として、遠藤氏の助言による三井高維氏の編著『校註・両替年代記』『新稿・兩替年代記關鍵』（昭和七年、同八年、岩波書店刊）が挙げられよう。後者の献辞の中で編著者は三井文庫を指して「独自の商業古文書館^{アルヒーブ}」と称している。三井高維氏にとつては、旧三井文庫は正に文書館として機能したわけである。

これら特殊の事例を除き非公開の原則が貫かれたことは、しかし、史料の保存の上ではきわめて有意義であったことにも留意すべきであろう。

(二) 文部省史料館時代の部分的公開

敗戦と占領との影響を旧三井文庫は複合的に受けることになり、その結果、史料の利用方法にも変化が生じる。

影響の第一は、固より財閥解体により三井本社が解散し、三井家の資力も大幅に変動して従来存立基盤が失われたことである。組織としての三井文庫は、戸越の土地・建物の所有者となっていた三井不動産に移管されたが、最少の人員を残して史料保存に当るほかは活動を停止した。残った人員の中には、中井氏や、曾て中井氏と同時に入所した山口栄蔵氏がいた。

敗戦・占領による影響の第二の表れ方は特殊である。これは敗戦直後の史料保存機関設置運動に関わる。⁽²⁾

戦後の社会的経済的混乱の中で、各地の旧家などが従来の古文書類を売却する事態が数多く生じ、危機感を抱いた学者や行政、図書館関係者などにより諸方で史料の保存、収集運動が始められた。その一つは、昭和二三年国会で請願が採択され、翌二四年に開設された国立国会図書館憲政資料室として結実した。ここに収集された近代政治・法制史料は研究者に対して利用に供された。一般公開が制度化されたのは更に一二年の後であったが、限定的にはあれ、公開を意図した史料保存機関がわが国に初めて出現したのであった。

もう一つの潮流として、文部省でも、貴重な史料の散逸を危惧する学者等の意見を基に昭和二二年に史料収集事業を開始し、翌二三年には近世庶民史料の所在や保存状態に関する全国的調査に着手した。⁽¹³⁾ 学界の協力によるこの調査活動の過程で史料保存専門機関設置への要望が高まり、同二四年には「史料館設置に関する請願」が国会に提出され採択された。そこで文部省は、史料館設置のための土地・建物の探索・入手を急ぐ。そして戸越の旧・三井文庫がその候補として着目された。⁽¹⁴⁾ 三井文庫は、敗戦・占領による影響の第二の波を受けることになった。

文部省からの強い要請により、三井不動産では旧三井文庫の土地・建物の譲渡を決定する。ただ昭和二四年当時の三井家や三井系企業には、文庫内に収蔵されていた夥しい文書や蔵書について、他に適切な施設を求めて安全確実に移設するよう企画し手配する余裕はなかった。(例えば三井物産は昭和二二年解散を命じられ、約二百社の小企業が群立している状態であったし、帝国銀行は同二三年、戦時補償打切りによる確定損処理のため資本金の一〇〇%を切り捨て、更に第一銀行と分離して新・帝国銀行として発足したばかりであった) 貴重な史料群は結局移設を避け、旧三井文庫の書庫二棟中の一棟に収蔵された儘の状態で、建物の所有者となる文部省に三井家が寄託することとなった。

また、これら史料群や蔵書を調査・管理してきた山口、中井両氏も相次いで文部省に移籍して、これまでの専門的役割を継承することとなった。こうして史料群は保全されたが、管理上三井文庫は三井家や三井系企業の手から一旦離れ

た。

ここで住友家史編纂室の状況を見ると、やはり住友本社の解散により母体を失った同編纂室は、組織上は住友金屬鉱山大阪支社の管掌下に移されたが、実際には住友グループの共同事業として存続されることとなり、戦時中殆ど休止を余儀なくされていた修史編纂活動を再開した。⁽¹⁵⁾ 三井の場合と異なり編纂室の場所は住友関係の関西地区施設を何度か移動したが、外部への史料寄託の必要は生じなかったため、住友家・住友グループ企業内に於ける史料群の位置づけは基本的に従来の儘保持されたと考えられる。但し、同編纂室（現・住友史料館）による戦後の研究成果は逐次公表され、また所蔵史料の翻刻刊行も行なわれて学界に寄与していること、皆知られる通りである。

文部省史料館（現・国文学研究資料館史料館、別名・国立史料館）は昭和二六年五月発足した。近世史料に関する公開の保存機関であったが、従来非公開の施設であった旧三井文庫の建物を使用したため、当初閲覧設備などは甚だ不十分であったと言う。

旧三井文庫の史料群が史料館に寄託されるに際して、「文部省は三井文庫の收藏品を国が預かる以上は、その内容を然るべき人々には公開することを認めて欲しいとの条件を付け、三井側はそれを承諾したということ⁽¹⁶⁾を聞いた」という記事がある。この筆者は、後に三井不動産取締役施設部長として寄託史料返還交渉の当事者を勤めた田口純氏（その後三井不動産専務取締役を経て三井文庫事務局長）である。田口氏は「伝聞」として文部省側の史料の公開意思を記しているが、この時期の公開事情について中井氏はそのような条件付与には触れずに次のように伝えている。

「多年外部から閉ざされていた史料が、同館の職員となった山口の計いで一部の研究者に提供され始めたのはこの時期で

ある⁽¹⁷⁾

即ち中井氏は、山口栄蔵氏の意思で史料の部分的公開が始められたと言うのである。

発端が文部省の条件提示にあつたのか否かは今確認できないが、史料館寄託の時期に三井文庫史料が外部研究者の利用に供され始めたのは紛れもない事実であり、やがて三井の事業経営史研究上の重要著作の幾篇かがその成果として現われて来ることになる。

この部分的公開の実現には、曾て明治四二年に関係者に限定配布された『第一稿本、三井家史料』（全八四冊）が、戦後巷間に流出していた⁽¹⁸⁾ことも作用したものと考えられる。

ただ中井氏の記述中でも、史料公開は「一部の研究者に」対してのみ行なわれたとされている。山口氏としては、寄託者三井家からの信認への責任感もあつて、場合により利用を制約したものであろう。公開のルールは利用者には明確でなかつたと思われる。

この「史料館内三井文庫」の時代に、清算期間中の三井本社の企画により『三井本社史』が編纂され、主として中井氏が執筆した⁽¹⁹⁾。ただ稿本に止められ公開されなかつた点では、旧三井文庫の性格をも残す事業であつた。

(三) わが国の史料保存運動と

公開制・三井文庫の発足

昭和二二年に解散を余儀なくされた三井物産は同三四年に大合同を果たしたが、その過程で三井系企業間には相互協

力的な連帯が深められ、同三六年にはグループ企業の社長の交流の場として二木会が結成される。この時期から昭和四〇年頃にかけて、エネルギー転換、貿易・資本の自由化、さまざまな技術革新が進行し、旧財閥系などの企業集団の中には、グループとしての対応策や戦略を考える動きも現われてきた。

史料保存運動の世界ではこの時期に、同時代記録保存の理念が現実的な潮流となる。即ち、昭和二〇年代に於ける憲政資料室や文部省史料館の設立は、歴史学研究のために古文書の散逸を危惧する処から発しており、その意味では「古文書館」として企図されたものであった。⁽²⁰⁾ 古文書収集保存の重要性は当然であるが、昭和三二年頃から、これと併せて現代記録の保存のための近代的文書館の理念が図書館関係者等から提唱されるようになった。同三四年の山口県文書館の設立は、単に最初の県立文書館というのに止まらず、非現用行政文書の保存機関という理念の最初の具現化として評価されている。⁽²¹⁾ 地方自治体の文書館設立の動きは、県史編纂活動とも関連しつつ同三八年京都府、新三井文庫発足後の同四〇年代に入って東京都、埼玉県……と続く。これら各地の文書館は、地域の古文書の収集保存と非現用行政文書の保存という両機能を併せ持つ機関として設立されて行った。昭和三三年には日本歴史学協会が日本学術会議に對し要望書を提出して国立公文書館設置への検討が始められ、同三九年にその敷地が決定した。

また、昭和三〇年代には、米国ビジネスヒストリー研究に於けるケーススタディの手法や企業者史論の提言などをめぐって海外で活発な議論が行なわれ、それを反映してわが国でも経営記録史料の実証的調査に基づく企業の生成の解明が進められて、昭和三九年には経営史学会が設立された。⁽²²⁾ 経営史学は、年々盛んになる会社史編纂とも相互に影響を及ぼしつつ進展した。（現三井文庫発足後の昭和四三年には日本経営史研究所が設立され、経営史研究者と多くの企業とが交流を深める機縁となる）

三井系企業や各地文書館や経営史研究者をめぐることがこうした動きの中で昭和三五年頃、三井不動産江戸英雄社長（当

時)は、三井系各社が協力して新たな財団法人を組成し、文部省史料館に寄託中の旧三井文庫収蔵品をそこに受け戻すことを計画した。その計画の実現には五年間を要したが、その軌跡は、文部省との交渉を担当し、三井系企業や三井家との協議連絡の事務局責任者を勤めた田口純氏(前出)の手記『三井文庫が戦後財団法人組織に変わって再発足する迄の主な経緯』(『三井文庫論叢』第二〇号)に詳しく述べられている。事実は田口氏の筆致以上に困難を極め、関係者の忍耐と撓まざる努力によって漸く目的を達成したと言われる。三井家内部では三井八郎右衛門氏が総意を纏め、三井系各社の協議に当っては、三井不動産江戸社長と共に三井銀行佐藤喜一郎社長が尽力、各社も結束してこれに協力した。

返還交渉が難航した理由の一つは、慌しく行なわれた寄託の際に条件についての書面による確認が不十分であったこととにあったが、折衝を重ねる過程で三井家が文部省と取り交わしていた覚書が発掘されて打開に寄与した。「記録保存」の有用性を物語る一例といえよう。

難航した理由の他の一つは、史料館の評議員を勤める学者間から、返還後の史料の公開実施について強く疑念が出されたことにあった。旧三井文庫の採っていた厳しい非公開方針は研究者にはよく知られていた。また、戦後と雖も昭和三五年当時わが国には、公開を制度化している史料保存機関は、当の文部省史料館を除けば山口県文書館などきわめて僅かしか存在しなかった。史料館関係者の疑念は中々晴れなかったと言う。しかし三井側では文部省側の公開制への要望を十分承知していたのであり、寧ろ公開を明確に制度化することによりそれら史料群の社会的活用を企図した。²³⁾

財団法人設立に当り、文庫収蔵の史料は基本財産の一部として三井家から寄付されることになった。新文庫建設用地三九〇坪も三井家から寄付され、また建築費を始め基本財産や運営費の一部など財団設立に際しての必要資金総額九千五百万円は三井系三二社が分担した。

昭和四〇年五月、財団法人三井文庫は、資料の収集、保管、公開とその調査研究とを行なう機関として文部省の認可

を得た。同年七月、当時は数少なかった文書保存用空調設備をもつ書庫・事務所が三井建設の施工により竣工した。⁽²⁴⁾ 戦争末期に一時疎開したことはあったものの大正七年以来四七年間戸越の書庫に保管され続けていた文書類が、同年九月、旧蔵書の一部と共に中野区上高田の新築書庫へと逐次搬送された。

財団法人設立に当って文書類が三井家から寄付されたことによって、その利用方法は新しい三井文庫の管掌下に置かれた。史料館時代の三井文庫では、史料閲覧のルールが明示されていなかったために、「提供への評価」と「制約への批判」が併存した。財団法人三井文庫は史料の閲覧や撮影についての条件を成文化して利用者に明示し、またそのための設備を設置した。こうして現三井文庫が発足したのである。⁽²⁵⁾

史料に精通した研究員と司書とがその研究・管理を行なうという活動形態に於ては、現三井文庫は旧三井文庫の遺産を継承している。しかし、曾て三井家の内部事業のためであった設置目的は、今日では「学術文化の向上発展に寄与すること」⁽²⁶⁾に転換し、史料もその研究成果も公開されることとなった。また学術研究機能と文書館機能が一体化している特性に基づき、史料の翻刻紹介や史料集の刊行、或いは冊子体の分類目録の作成作業等が営々と続けられていることは周知の通りである。社会の多方面から日々寄せられる質疑に対するレファレンス・サービスも史料や蔵書を駆使して活発に行なわれている。

昭和五十一年にわが国文書館の全国的組織である歴史資料保存利用機関連絡協議会⁽²⁷⁾が結成され、史料保存に関わる諸問題が保存機関関係者自身によって組織的に研究され提起される態勢が整った。三井文庫も専門文書館としてこれに加盟し活動している。但し制度面から見れば会員機関の大多数は行政組織に属する文書館であり、民間企業グループの支援によって運営される公開制文書館は稀少の存在である。諸外国に於ては概ね文書館の役割についての社会的認識がわが国に比して遙かに深く滲透している状況を考えれば、文書館運営を支援する企業はその見識を国際的水準に於て評価さ

れることになろう。

本章では「公開制」の視点からわが国の文書館運動の潮流と三井文庫の軌跡を追って来た。²³更に収集面での近代文書館の理念である「同時代文書の保存」の課題にも触れたが、これについての三井文庫の姿勢に関しては後章に於て考えたい。その課題に導く機縁の一つとなったのは会社史編纂への協力活動であった。

- (1) 「文書館」の用語の適用条件については諸説あると見られるが、本稿では専門的な記録史料保存施設の意で広義に捉えて使用する。なお本稿では特に直接触れないが、現代の文書館理論（「記録史料学」と呼ばれている）の構造や、歴史研究と同理論との位置関係、等については、例えば、安藤正人「記録史料学とアーキビスト」（『岩波講座・日本通史・別巻3・史料論』平成七年 岩波書店刊）参照。

- (2) 例えば、安岡重明著『財閥形成史の研究』「あとがき」（昭和四五年・ミネルヴァ書房刊・五六六頁）、麻島昭一「三井文庫に寄せる期待」（『三井文庫論叢』第二〇号）

- (3) 安藤正人「アーカイブズ思想」中の「文書館等記録史料保存施設一覧表」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』平成八年・北海道大学図書刊行会刊・八―九頁）によれば先行施設は四館である。またこれに（独立館でないため右の一覧表に記載されなかったものと推測されるが）国立国会図書館憲政資料室を加えれば五館になる。なお右の一覧表には平成七年八月までに開館した施設五〇館が掲載されているが、うち民間設立のものは、三井文庫、学習院大学史料館、遊澤史料館の三館のみである。

- (4) 松尾尊兌「近現代史料論」（前掲『岩波講座・日本通史・別巻3・史料論』九八頁） 大久保利謙著『日本近代史学事始め』平成八年・岩波書店刊・一二九頁） 鈴江英一「文書館前史」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動——全史料協の二〇年——』（平成八年・岩田書院刊）四―七頁）

- (5) 以下三井文庫の歴史については、『三井文庫——沿革と利用の手引——』（三井文庫刊）のほか、中井信彦、松本四郎、田中康雄、春日豊、賀川隆行氏らの論考中の言及、三井文庫関係者の教示による。

- (6) 川崎英太郎「住友修史室略記」（『住友修史室報』第一号）、「住友史料館の発足にあたって」（『住友史料館報』第一八号）、「三井文庫と住友修史室」（『経営と歴史』第三号）
- (7) 宮川隆泰「企業史料の保存——旧三菱本社の事例について」（『経営と歴史』第八号、再録『企業と史料』第一号）
- (8) 中井信彦「三井事業史研究の課題」（『三井文庫論叢』第二号）二頁。
- (9) 昭和五六年五月・三井文庫内研究会に於ける中井信彦氏談話（録音）。
- (10) 例えば嶋田早苗「沢田章著『西陣織屋仲間の研究』『明治財政の基礎的研究』の引用史料について」（『三井文庫論叢』第三号）二六六頁 参照。
- (11) 大久保利謙著・注(4)前掲書・一一九頁。
以下戦後期以後の史料保存運動の展開については次の諸文献による。
- (12) 原島陽一「戦後の史料保存問題の発生（一九四五―一九六三年）」、黒川直則「文書館運動の展開（一九六四―一九七六年）」、田中康雄「史料保存運動の拡大（一九七七―一九八七年）」（以上三篇・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編・注(4)前掲書）
- 松尾尊允・注(4)前掲論文
- 青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と「史料館」・「文書館」の設置」（安藤正人・青山英幸編・注(3)前掲書）
- 大久保利謙著・注(4)前掲書。
- (13) 文部省史料館設立経緯については注(12)前掲書のほか、国文学研究資料館・史料館編『史料館の歩み四十年』による。
- (14) 旧三井文庫が候補地として目された経緯については、中田易直「史料館の発足に当たって」（注(13)前掲書・五六―五七頁）参照。
- (15) 注(6)前掲記事。
- (16) 田口純「三井文庫が終戦後財団法人組織に変わって再発足するに至る迄の主な経緯について」（『三井文庫論叢』第二〇号）

二四頁。

- (17) 『三井事業史』本篇第一巻・昭和五五年三井文庫刊・「はしがき」四頁。
- (18) 賀川隆行「近世における三井史研究と『三井文庫論叢』」(『三井文庫論叢』第一〇号)八頁。
- (19) 中井信彦・注(8)前掲論文・二―三頁。
- (20) 文部省史料館は現在は国立史料館として、本来の文書館活動に加え、全国の文書館所蔵史料情報の収集公開、史科学の理論研究並びに技術研究、史料管理研修等多方面に互って主導的活動を行なっている。(注(13)前掲書)
- (21) 青山英幸ほか注(12)前掲論文。
- (22) 中川敬一郎「経営史学の方法と問題」ほか(経営史学会編『経営史学の二十年——回顧と展望——』昭和六〇年・東京大学出版会発売)なお、経営史学会設立と財団法人三井文庫発足との同時代性については麻島昭一氏の指摘がある。(注(2)前掲論文)
- (23) 理事長佐藤喜一郎「創刊の辞」(『三井文庫論叢』第一号)
- (24) 田中康雄「空調式古文書保存書庫の一五年」(『三井文庫論叢』第一四号)三五五頁。
- (25) 記録史料の公開問題が国際文書館評議会(ICA)世界大会に於て「三十年原則」(記録の発生から公開までの閉鎖的期間を三〇年以内とする)の決議・勧告・要望と言う形で採択されたのは、現三井文庫設立より三年後の昭和四三年(一九六八年)のことであった。この「決議・勧告・要望」は、直接的には公文書を対象としていたが、「文書館に托された私的文書」についてもこれに準拠するものとした。小川千代子「日本における三〇年原則の考え方」(『地方史研究』第二四二号)、小川千代子著『情報公開の源流——三〇年原則とICA——』(平成八年、岩田書院刊)六―八頁。
- (26) 財団法人三井文庫寄附行為・第三条。
- (27) 昭和五九年、会名に「全国」を冠した。現在「全史料協」の通称で知られる。(田中康雄・注(12)前掲論文)
- (28) 三井グループ内の個別企業の史料公開事例としても昭和五二、五三年に於ける『三井銀行史料』(全六巻)(日本経営史研

究所編・刊）の出版がある。この公開は三井銀行（現さくら銀行）小山五郎会長（当時）の裁断、山口和雄、後藤新一氏の尽力により実現した。

二 会社史編纂への協力事例

戦前期三井文庫では非公開方針が守られた中で、特殊事例として特定の公刊物に史料の利用を認める場合のあったことを先に記したが、それら例外的活動の中には三井系企業の会社史編纂への協力もあった。わが国では、史料保存活動はその機縁に於て修史事業との関わりが深く、特に企業の経営記録保存活動は殆んど会社史編纂との関係が不可分と見られる。そこで三井文庫の会社史編纂への協力事例を二、三顧りみると共に、これを通して企業史料の収集保存に関わる課題を考えたい。

（一）旧三井文庫と会社史

大正一五年に創立五十周年を迎えることとなった三井銀行は、その記念事業の一つとして行史刊行を企画し、前年の同一四年、旧三井文庫の岡百世主任と遠藤佐々喜研究員とに編纂への協力を依頼した。その二年前の関東大震災の際、駿河町の旧三井本館は全焼して多くの記録が失われたが、戸越の三井文庫に移送済みの文書、帳簿類は無事であった。従って三井銀行では史料についての三井文庫への依存は必然であった。更に、この五十年史は銀行前史として近世両替金融業務についても記述する計画であったため、専門研究者の協力を得ることも必要であった。

『三井銀行五十年史』編纂作業がどのように進められたかについては明らかではないが、この時の三井文庫の協力の証しとも見られる冊子が現在もさくら銀行調査部史料室に保存されている。それは文庫保管の日誌類の中から銀行の設立や経営に関連する記事を抜萃し編年体に整理してペン書きで鬩字したもので、小冊ながら『第一稿本・三井家史料』以来の編集手法が見られる⁽¹⁾。

全文文語体の五十年史は大正一五年一〇月に完成した。短期間の制作であり、記載内容も銀行設立以後の部分は殆んど社内での制度上の変遷を叙するに止まっているが、全五章中二章を占める設立前史は近世から維新直後期にかけてのが国の金融業務や金融制度を述べており生彩が感じられる。刊行後の大正一五年一二月に三井銀行は社長決裁により三井文庫の岡、遠藤両氏に謝意を表しているが、文面には「忝御示教」とあり、両氏の専門家としての寄与が窺われる⁽²⁾。

三井銀行以外では、戦争直前期に三井物産の社史編纂も企画され稿本が作成されたが、これにも遠藤氏が参加したと言われる⁽³⁾。ただし印刷には付されなかった。また三井鉱山でも五十年史編纂に着手したがやはり稿本に止まった⁽⁴⁾。三井物産の沿革史稿本の内容の一部は戦後『三井物産会社小史』（昭和二六年）の中に生かされることになる⁽⁵⁾。

(二) 史料館内三井文庫と会社史

戦後昭和二九年一月に新・帝国銀行は三井銀行に商号を変更（復帰）するが、二年後に創立八十周年を控えたその二九年に再び行史編纂を計画した。旧三井文庫の史料が戸越書庫に収蔵されたまま文部省史料館に寄託されていた時代である。同行は寄託史料利用について所蔵者である三井家の了解を得ると共に、史料館員（文部事務官）に転じていた山口栄蔵、中井信彦両氏に対し「資料蒐集編纂」への参加を依頼した。特に『三井本社史』作成直後の中井氏には、銀行

内に設置された編纂室での打合せへの参加も依頼し、氏も早期に全体の進行計画を立案し、提出している。また沿革編のほゞ前半部分の執筆を中井氏が担当した。⁷⁾近世両替金融業から明治・大正期銀行経営に関する三井文庫所蔵史料の調査は殆んど山口、中井両氏によってなされたわけである。中井氏ら研究者（金融経済研究所からも参加）と編纂室の行員との合作になる『三井銀行八十年史』は昭和三二年一月に刊行され、今日も会社史として評価が高い。

次いで史料館内の三井文庫が関わった会社史は『三井倉庫五十年史』であった。三井倉庫の前身は三井銀行の倉庫業務である。昭和三四年の創立五十周年を前にして社史編纂を企画した同社は、当時大学教授も兼務する中井氏に全編の校閲を依頼し、中井氏も史料調査、加筆に当った。

三井倉庫とほゞ同時期に、大正海上火災保険（現・三井海上火災保険）でも昭和三三年に創立四十周年を迎えるのを機に社史編纂に着手し、史料館内三井文庫からは山口氏が協力している。⁸⁾『三井倉庫五十年史』と『大正海上火災保険株式会社四十年史』とは、昭和三六年に相次いで刊行された。恰も文部省との間で、三井不動産が中心になり寄託史料の返還について苦心の折衝を重ねている時期であった。

ここに見たのは文部省史料館に寄託されていた時代に三井文庫史料を利用した会社史編纂事例の一部に過ぎないが、何れの場合も単に史料を提供するというのではなく、史料内容に精通する研究員が編纂業務に参加する形で各社の要望に応えている。会社史編纂に際しては、史料の検索から翻読、批判、解釈の段階まで文書館（或いは史料保存部署）専門家の協力が必要とされたわけである。

(三) 現三井文庫と会社史

昭和四〇年財団法人三井文庫が設立されるのに先立って、山口、中井両氏は文部省を退官し、設立と共に新しい文庫に入所した。戦前期の旧文庫入所以来形の上では民―官―民と転じたが、三井文庫史料の管理・研究者として両氏の職務は一貫していたわけである。新しい三井文庫は館長柳川昇氏、研究員五名、司書二名、事務職員と言う構成で、理事長には佐藤喜一郎氏が就任した。設立時の賛助会社は二二社であった。(平成八年末には三四社が運営を支えている)⁽⁹⁾

新しい三井文庫では三井系各社との交流の機会も多く、照会応答や調査依頼、記念展示への協力など文庫側も活発に対応して今日に至っている。昭和四〇年代以降わが国の会社史刊行はますます盛んになるが、三井家や三井系企業に淵源をもつ企業の社史編纂に際しては三井文庫との相談が不可欠であり、文庫側でも代々の研究員・司書が経験を蓄積してこれに応じている。

財団設立以後、三井文庫の会社史編纂への協力事例は枚挙に遑ない。それらの中で近世以来の古記録を駆使して制作された一例は、『三井不動産四十年史』であろう。同書には延宝期以来の三井家の土地取得の推移が地図入りで追跡されているなど資料的価値が高い。近世の部分は当時慶応義塾大学名誉教授であった中井信彦氏の調査・執筆によるものであり、三井不動産の編纂委員会は三井文庫史料の調査一切を中井氏に一任したのであった。⁽¹⁰⁾三井文庫は直接には、前館長であった中井氏に対して近世・近代に互る史料の提供活動を行ったわけである。『三井不動産四十年史』は昭和六〇年六月に刊行された。ただその前月の五月に、三井文庫の安藤良雄館長が急逝されるという不幸があった。そのため、七月に中井氏が再度館長⁽¹¹⁾として迎えられることになった。

また三井文庫には、三井系企業の元役員が保存していた記録類が寄託あるいは寄贈されることがあり、それらは年月の経過とともに貴重な会社史編纂資料となる。その一例は、明治期から昭和戦前期にかけて三井物産の船舶部や造船部の要職にあった同社元取締役川村貞次郎氏（昭和一七年没）の旧蔵資料で、昭和四五年に三井文庫に寄贈され保管されていた。⁽¹²⁾ 昭和五〇年代に大阪商船三井船舶が社史編纂を開始したとき、三井文庫では多くの未整理史料のうち川村氏文書の整理作業を優先的に行なって編纂上の利用に供した。これにより会社内に保存されていた戦前期諸記録の欠除部分を補う効果も得たという。

昭和五八年に両替店創業三百年を記念して三井銀行が刊行した『三井両替店』は、制作を日本経営史研究所に委託し、山口和雄氏（現・三井文庫館長）ほか専門研究者が原記録の調査と執筆とに当たったが、当然ながら全面的に三井文庫の協力の下に完成したものであった。

会社史は、ひとたび公刊されれば通常その企業の事績についての正統な典拠と見做されることになるだけに、企業経営の側からは多面的な配慮が不可避となる。戦前期に未刊に終わった会社史の事例を前述したが、戦後に於ても経済発展の過程で企業の社会への影響力が強まるにつれて、外部の多様な立場への顧慮の必要から時に編纂事業を中断する事態も見られるようになる。三井文庫が資料提供や調査に協力した会社史計画でも遂に公刊されなかった事例もあった。しかし、それらの調査結果や草稿類が、後に全く新しい構想の会社史編纂事業の中で活用され、再生されるといっても生じている。例えば、平成二年に刊行された『男たちの世紀——三井鉱山の百年』の「あとがき」には、同書が昭和六二年以来刊行を延期している『三井鉱山社史』を読みやすく再構成したものである旨が記されている。その未刊の原社史編纂の際には、多くの関係者と共に当然ながら三井文庫研究員も協力していた。

戦前期に執筆された杉大な『三井鉱山五十年史稿』については前に触れたが、その内容は平成六年に上梓された『三

井東庄化学社史』の中にも活用されていることが、同社史巻末の「編集を終えて」の中に記されている。そしてそこにはまた、昭和五六年に企画され、調査、執筆も完了した社史稿が発刊を見送られたということも述べられているが、その折の編纂作業にも三井文庫の연구원と司書とが協力している。その成果は、形を更えたとはいえ、十年余を経て浩瀚な新しい社史の中に活かされたわけであった。

- (1) さくら銀行調査部所蔵・旧三井銀行行史資料「日記類抜萃」
- (2) 当時の社長は新町家の三井源右衛門氏で貴重書のコレクターでもあり、旧三井文庫とは親しかったと言われる。
- (3) さくら銀行調査部所蔵・旧三井銀行行史資料「創立五十年記念関係書類(一)」
- (4) 前掲中井信彦氏談話
- (5) 春日豊「近現代における三井史研究と『三井文庫論叢』(『三井文庫論叢』第一〇号)二四頁。
- (6) 第一物産編『三井物産会社小史』(昭和二六年)「あとがき」。但し同書並びにその再刊書である三井物産人事部編『三井物産小史——戦前ノ三井物産ノ歩ミ——』(昭和四〇年)は何れも社内配布に限定され、公表はされなかった。
- (7) さくら銀行調査部所蔵・旧三井銀行行史資料「編集参考資料」(八十年史編纂委員会)
- (8) 『大正海上火災保険株式会社四十年史』の「あとがき」によれば、同書編纂には三井文庫山口氏と共に三井不動産田口純取締役(当時)も協力している。
- (9) 『三井文庫——沿革と利用の手引き——』(平成八年版)一一三三頁。
- (10) 社史編纂特別委員会事務局長を勤めた山中成一氏(現・財団法人三井文庫理事・事務局長)談
- (11) 中井氏は昭和五〇年から五五年まで館長を勤めていた。なお同四三年から四五年まで館長事務取扱の職を勤めた経験もある。
- (12) 「新規公開資料について」(『三井文庫論叢』第一六号・三四九頁)。以下各社の社史編纂への協力事例については、三井文庫の樋口知子氏並びに永井伴子氏の教示による。

三 現三井文庫の位置と課題

(一) 同時代記録保存の課題

財団法人として発足後、三井文庫は調査研究活動を進めつつ、グループ企業の会社史編纂にも協力を重ねてきたが、その過程で各社の経営記録保存状況に関わる問題が見えてくるに至った。即ち、会社史編纂に際しては、必要な種類の記録が時系列を追って保存、整備されていることが望まれるが、現実には各社の社内それぞれの記録類が史料として組織的に保存される体制が必ずしも制度化されていないかという問題である。一方グループ内の専門文書館である三井文庫に於ても、各社から継続的に記録類の寄贈あるいは寄託を受けているわけではなく、文庫内に蒐集されている各社の経営記録類——近代史料——もまた、部分的、断続的な性格を帯びざるを得ない。こうして、各会社史編纂への協力の経験が蓄積されるにつれ、三井文庫内スタッフは、グループ各社の経営記録保存をめぐって、文書館として幾つかの問題を更めて文庫自身に課することになる。例えば——

- ① 三井文庫の近代史料構成（各社経営記録のコレクション内容）は如何にあるべきか。
- ② 収集面に於けるグループ内各社と三井文庫との関係は如何にあるべきか。
- ③ 各社に於ける記録史料保存状況は実際にどのようなものであるか。そこには如何なる問題点があるか。

と言ったテーマが三井文庫の研究スタッフの中で課題として考えられるようになったわけである。この三テーマは相互に関連しており、実は、グループ全体の問題として、各社の経営記録を史料としてどのように保存してゆくべきか、

そこで各社の所管部署と三井文庫とはどのように役割を分担するのがよいか——と言う問題に集約される。その深層にはまた、例えば「戦前期のグループ内の企業間関係のあり方と戦後期のそれとの対比」というテーマや、「わが国の企業経営に於ける記録管理への意識のあり方」と言うテーマが潜在している。

先述のように、現三井文庫発足の後わが国では各県や都市の公立文書館が次々と設立されたが、それら各文書館は何れも母体行政機関の一部門として非現用記録の受入れ、管理（選別・整理・保存・利用提供）に当たっている。即ち、文書館には、一方に於て旧来の要請——目下の歴史学研究のための過去の記録の保存・提供機能への要請——が存すると同時に、他方未来からの要請——同時代の記録を選別の上後世に伝え残すことの要請——が存する。

三井文庫はその所蔵史料が近世から戦前期にかけて質的・量的に余りにも豊富であり、いわば公開「古文書館」としての価値のみで十分評価されているのは事実であるが、敗戦後半世紀を経て戦後期のわが国の経済・経営が既に史的研究の対象とされている今日の状況下、同時代記録をどのようにして散逸から護り後代に伝えるかという問題もまた、専門文書館の重要な課題として意識されるに至った。然も三井文庫には、戸越に設置された時期から単に伝来の古文書を保存するばかりでなく、同時代記録の受入れに意を配っていた経緯が存する。そこで旧三井文庫時代以来の企業経営記録受入れの足跡を振り返ってみる。

(二) 各社記録受入れの足跡

大正七年戸越に開設した旧三井文庫は、当初三階建延三一四坪の書庫を備え、これに近世以来伝来の古文書・帳簿等を収蔵した。しかし程なく三井各社の旧帳簿類も文庫で保管することとなり、大正一〇年そのための書庫増築に着工、

翌一年に竣工している。明治四二年の三井合名設立、銀行、物産の株式会社化以来大正期・第一次世界大戦の時代にかけて、グループ内では次々と新しい分野の事業が興って行く状況であったことが、文庫への帳簿類保管要望の背景にあったものと推測される。こうして大正期から戦前期にかけて旧三井文庫は三井合名初め各社の非現用化した帳簿類等を受け入れて行くが、その実施は断続的であり、文庫側から収集計画を立案し積極的に各社に働きかけることはなかったようである。⁽²⁾

戦時中から戦後文部省史料館への寄託時代にかけては各社からの記録移管は中断されたままであった。ただ三井文庫に於ては、これら戦前期に受け入れた各社史料群について、その後も継続して収集し累積的に保存すべきものとの認識が戦後期にも継承されていた。

文部省史料館に寄託中の史料の返還交渉の行なわれていた昭和三五年、三井不動産の呼び掛けによりグループ内九社が三井銀行役員会議室に参集して「第一回・三井文庫再建会議」が開催されたが、その際の決定事項中には、「財団法人の設立」「野方墓地（中野区上高田）の一部を三井家より寄附していただく計画」「創設費用のグループ内一七社による分担」等の基本構想と併せて、「将来とも参加会社の法定保存期限を過ぎた主要帳簿並に書類の保管も併せ行う」との一項が入っていた。⁽³⁾ ただ文部省との返還交渉の過程で、各社帳簿保管方針は一時後退する。それは一つには、純粋に歴史学研究の立場に立つ文部省にとって新財団の活動内容に企業事情が反映されるかに見える方式は好ましくないであろうとの三井側の配慮によるものであり、また一つには保管設備負担への考慮によるものでもあった。⁽⁴⁾

しかしこの各社帳簿保管計画はその儘消滅したわけではなく、昭和三八年三月の財団法人設立発起人会開催の後に作成された「財三井文庫の構想」と題された文書（日付不明）⁽⁵⁾ には、「旧三井文庫の收藏品のほかに、参加会社の法定保存年数を経過した帳簿その他の重要書類の保管を引き受けるところとする」との方針が復活している。また、この計画に

は、史料返還受入れの基本条件であった「公開方針」との調整が必要であったが、同三九年の三井側の文書には、それら帳簿類は提供した各社からの寄託扱いとし、寄託品は公開の対象とはしないとの見解が記されている。

財団法人として発足後、確かに三井文庫は何度か各社の帳簿や文書の提供を受けている。また、社史編纂後の史料の一括寄託を受けている事例も幾つかあり、⁽⁶⁾何れも後世に伝えるべき貴重な記録史料である。ただ結果的に見れば、それらはグループ企業の経営記録の全体像の中では、散発的なものと見做さざるを得ないであろう。「各社の主要帳簿並に書類の保管」の一項は文字通りに実施されたとは言い難い。その理由としては、(1)そもそも右に見た新財団構想の中で各社帳簿受入れ計画そのものが、必ずしも三井文庫としての近代史料構築構想を前提としたものではなかったこと、(2)人的・設備的・経費的諸条件を考慮すれば、三井文庫としても単純にグループ企業の経営記録の体系的・継続的収集を実施するわけにも行かなかったこと、(3)各社の側からも三井文庫に対して具体的な働きかけがなかったこと、などが考えられる。各社資料の収集については、夙に学界研究者からの提言もあり、⁽⁷⁾文庫スタッフももとより個別的には各社への訪問調査等を行なってきたが、各社の事情も多様であり、その成果もそれぞれ単発的な形に止まらざるを得なかった。

近代史料収集上の隘路の打開策の一つとして、三井文庫ではグループ企業が保存している自社史料の幾つかについて企業側の了解を得てマイクロ撮影による収集を行なっている。史料原本を移管することは、企業側にも文庫側にも困難な条件が生じている現在、文庫の保有情報強化のための有意義な解決法となっている。

（三）現代文書館としての姿勢

こうした経過の上で、前述の通り三井文庫では、グループ企業全体の課題として経営記録保存問題を考えることの必要性を意識している。過去の会社史編纂後の史料の保管方法にせよ、また現在発生している記録の非現用段階での保存体制にせよ、わが国の企業では一般に標準的な手法が確立されておらず、日常的経営活動の中では寧ろその必要性すら顧慮されないという事例が多い。固より一部には先進的に収集保存体制を整備している企業もあり、また企業史料協議会（昭和五六年設立。後藤新一会長）による史料管理研究会やビジネス・アーキビスト養成講座（法政大学産業情報センターとの共催）等を通じての啓蒙活動が年々関心層を拡げつつあるものの、世の大多数の企業の経営中枢部にその声は未だ十分な強さを以て届いていない。

三井文庫では、目下一部の企業の協力を得て、グループ内各社の史料保存の状況や記録収集体制の状況の全体像を調査する方法を検討している¹⁰。それは固より各社の将来の会社史編纂に資することを意図するものであるが、それだけではなく、三井グループと密接な関わりを持つ文書館としての立場から、グループ各社の主要な記録を後世に確実に伝える残すための方策を探りたいとの意識に基づくものでもある。

曾て各社の帳簿類が三井文庫に移管されていた戦前期と今日とでは、社会の中での企業の立場も変化しており、またグループ内の企業間の関係——従って各社と三井文庫との関係も変化している。民間企業に対しても情報公開が叫ばれる今日と雖も、実際には一方で機密保持への社会的必要性は重いのであり、社内に史料保存部署を有する企業であつて

も各部門の非現用記録を一元的に保存部署に移管することには反論があるのが現実であろう。今三井文庫の企図していることは、各社の非現用化した重要記録をそのまま全面的に三井文庫へ受け入れ保管することは難しくとも、それらが各社の社内に確実に保存される制度への道筋を拓くことである。グループ内の一部企業の特定部署内では以前から記録収集体制が構想されたり部分的に実施されたりしている例もあるが、グループ内の専門文書館として各社の実際の条件を聴取しつつ体制構築に協力したいというのが現時点の構想であると言う。

史料保存をめぐる問題は、「記録作成者」「史料収集・保存者」、「利用希望者」の三者間の関係の裡に発生する。史料の公開の問題も、同時代記録の継続的収集の問題もこの三者の位置関係を反映して発生し、やはりその三者の位置関係に於て解決が図られる。殊に民間企業記録の取扱いについては、行政組織の文書館とはまた異なる配慮も求められる。それは史料利用者と記録作成者との関係が行政記録と企業記録とは異なることによる。公開の問題にせよ収集の問題にせよ、民間の場合は基本的に相互の自由な判断によって対処し解決することになる。ただわが国では、記録作成者たる企業側が、屢々史料としての経営記録の有する社会的意義についての情報を必ずしも捕捉しておらず、従って十分な知識の用意なしに対処してしまう事態が起り勝ちである。専門文書館が企業史料の社会的意義についての情報を企業側に提供する役割を担うことが望ましいが、その具体的方法は現在三井文庫に於ても研究課題となっている。

現代の文書館として、同時代記録の継続的保存体制の構築というテーマは三井文庫に於ても重要課題として検討を開始しているが、対象が公文書でなく私文書であること、収集保存機関たる三井文庫自身が、それら文書の作成者たる企業の支援により運営されている民間法人であることと言う二点に於て、公文書館法に根拠づけられている公立文書館と

は異なった位置に立っている。古文書館としてのみならず、近代的文書館として三井文庫が自ら意識する使命をも果たそうとするならば、如何にして関係各社に問題意識の共有を促すことができるかにその成否が掛かっているのである。

- (1) 田中康雄「史料保存運動の拡大一九七七〜八七年」(前掲『日本の文書館運動——全史料協の二〇年』四三頁)
- (2) 前掲中井信彦氏談話
- (3) 田口純・前掲報告(『三井文庫論叢』第二〇号二七頁)
- (4) 三井文庫所蔵・財団法人設立関係文書
- (5) 同前
- (6) 『三井文庫——沿革と利用の手引き——』(平成八年版) 四〇頁。
- (7) 例えば、麻島昭一「三井文庫に寄せる期待」(『三井文庫論叢』第二〇号、七〜八頁)
- (8) 例えば、中村頼道「安田生命における記録管理システム——資料調査室の業務を中心に——」(『企業と史料』第一集参照)。
- (9) 中村頼道・大谷明史「企業の記録をどう残すか——企業アーカイブズへの道——」(『記録と史料』第三号)参照。
- (10) 三井文庫のグループ企業史料保存問題への取り組みについてはその企画・運営に当たっている研究員吉川容氏に聴取。

結 び

既に見てきた通り、三井文庫の沿革もわが国の経済・産業史の巨大な潮流の上にある。経済構造の地殻が転回しつつ

あると見える時代に、わが国の文書館の中でも特異な位置にある三井文庫には、その活動の社会的意義について運営関係者に対しこれまでよりも一層的確明快に提示してゆくことが求められることになろう。特にわが国に於て理解が得られ難い史料保存活動に関して、如何にしてその意義を立証してゆくかが基本的な課題となろう。前述のように、現在三井文庫では関係企業の協力を得てグループ各社の史料保存状況や記録収集保存体制についての調査計画を検討しているが、こうした基礎固めの作業がやがて各社に於ける史料の価値の認識を喚起し文書館活動の意義への明確な評価に連なつてゆくことが深く望まれる。

(付記) 筆者は昨平成八年九月北京で開催された第一三回国際文書館評議会(ICA)世界大会に企業史料協議会の一員として参加する機会を得たが、その際紹介された中国国家档案局の大会委員の一人は、筆談中偶ま三井文庫の名を目にするに忽ち「三井文庫給我絶好的印象」と記した。曾て来日の折三井文庫を訪問し、史料・器物・図書の管理が整然と一体化されていることに感じ入ったということであった。それは、文書館・三井文庫を支える企業群の見識が証明された一瞬であった。